

(様式 1-3)

福島県（福島地方水道用水供給企業団） 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	水道水検査事業（放射性物質検査）	事業番号	(3)-23-1
交付団体		福島地方水道用水供給企業団	事業実施主体（直接/間接）	福島地方水道用水供給企業団（直接）	
総交付対象事業費		(43,170 (千円)) 47,082 (千円)	全体事業費	(43,170 (千円)) 47,082 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
水道水の放射性物質に対する不安を払拭するため、放射性物質のモニタリング検査を実施するとともに、検査結果を迅速にホームページ等で公表する。					
事業概要					
企業団及び当企業団の構成団体の一部（福島市、二本松市、桑折町及び国見町）の自己水源等の水道水の放射性物質モニタリング検査業務を委託し、検査結果を福島県に報告するとともにホームページ等で公表することにより、水道水の放射性物質に対する不安解消に努める。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞ 福島県からゲルマニウム半導体検出器の貸与を受け、検査業務とホームページの更新業務を実施する。 ・企業団（1 検体）、福島市（3 検体）、二本松市（6 検体）を週 1 回、 桑折町（3～4 検体）、国見町（1 検体）を月 1 回 計 10～15 検体を週 1 回検査する。 ・企業団 工程別（6 検体）を週 1 回、放流水（1 検体）を月 2 回測定する。 ・企業団 浄水発生土（2 系統）を月 2 回程度測定する。 ・ホームページで企業団分の検査結果等について、随時、公表する。					
＜令和 8 年度＞ 福島県からゲルマニウム半導体検出器の貸与を受け、検査業務とホームページの更新業務を実施する。 ・企業団（1 検体）を週 1 回、福島市（3 検体）を月 1 回、 二本松市（6 検体）、桑折町（8 検体）、国見町（1 検体）を 3 か月に 1 回検査する。 ・企業団 工程別（6 検体）を週 1 回、放流水（1 検体）を月 2 回測定する。 ・企業団 浄水発生土（2 系統）を月 2 回程度測定する。 ・ホームページで企業団分の検査結果等について、随時、公表する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
法令で定められている検査に加え、放射性物質の検査も実施することで、水道水の放射性物質に対する不安を払拭し、地域全体の再生に寄与する。					
関連する事業の概要					

(様式1-4)

福島地方水道用水供給企業団 帰還・移住等環境整備事業計画 令和8年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 内閣府

令和8年1月現在

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福 島県又は避難指示・解除区 域市町村等以外の者が負 担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2(注 6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	(3) - 23 - 1 -	水道水検査事業 (放射性物質検査)	すりかみ浄水 場	組合	福島地方水道 用水供給企業 団	直接	定額	(0) 3,912 <3,912>	(0) 3,912 <3,912>	(0) 3,912 <3,912>			
										<0>			
										<0>			
										<0>			
										<0>			
										<0>			
							合計額	(0) 3,912 <3,912>	(0) 3,912 <3,912>	(0) 3,912 <3,912>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

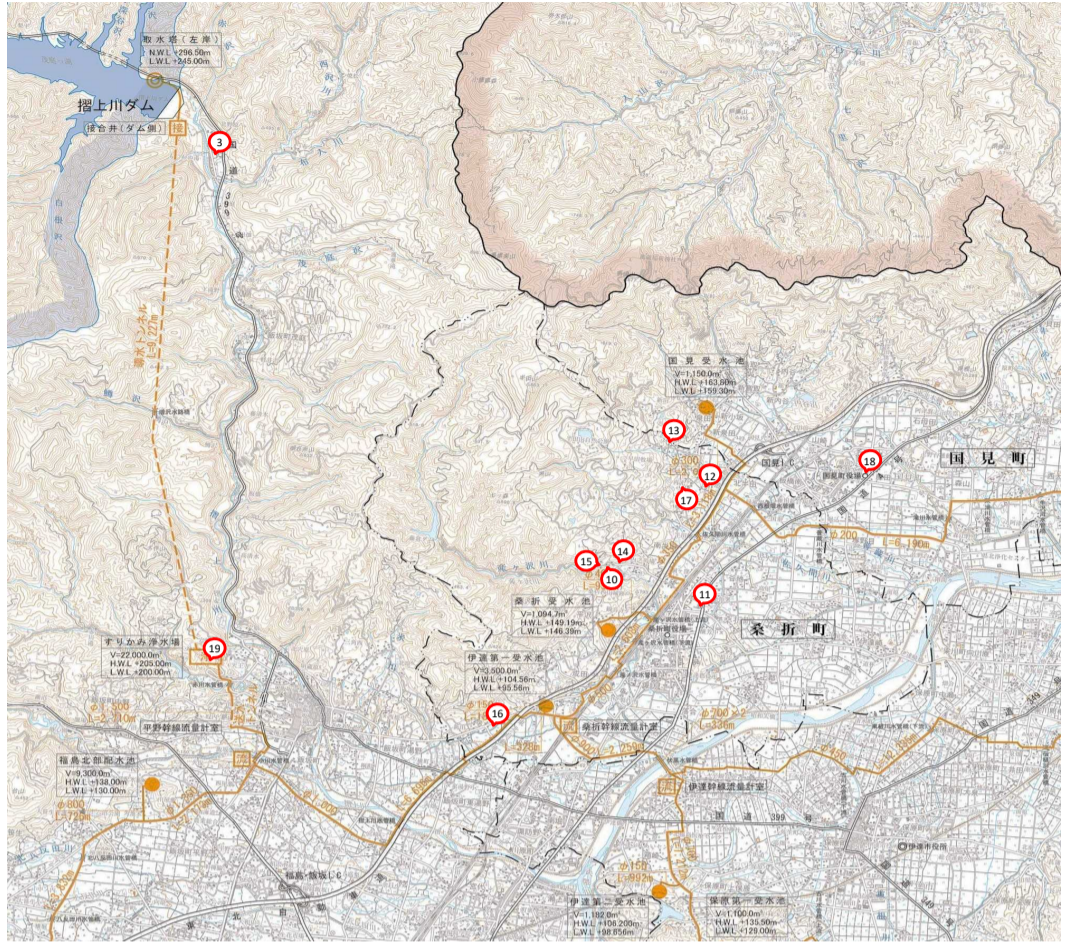
県名	福島県	担当部署名	施設管理課	担当者氏名	阿部 教恩
市町村名		電話番号	024-541-4100	メールアドレス	f-wsa@siren.ocn.ne.jp
地方公共団体の組合名	福島地方水道用水供給企業団				

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

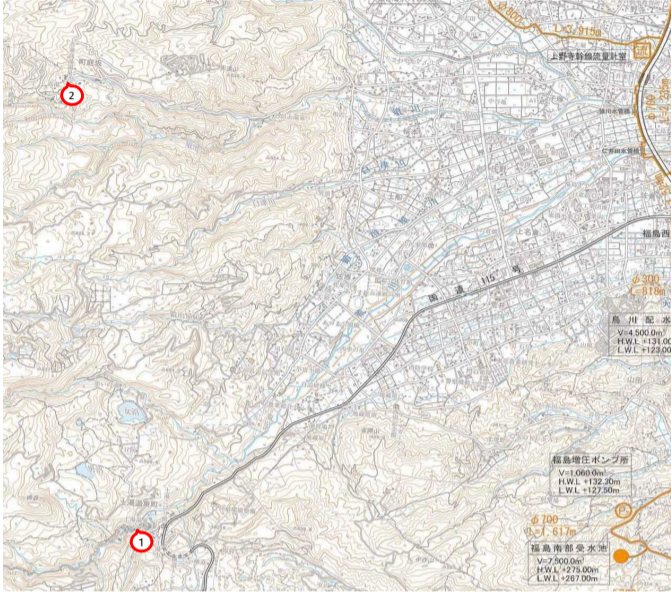
<採取場所 位置図>



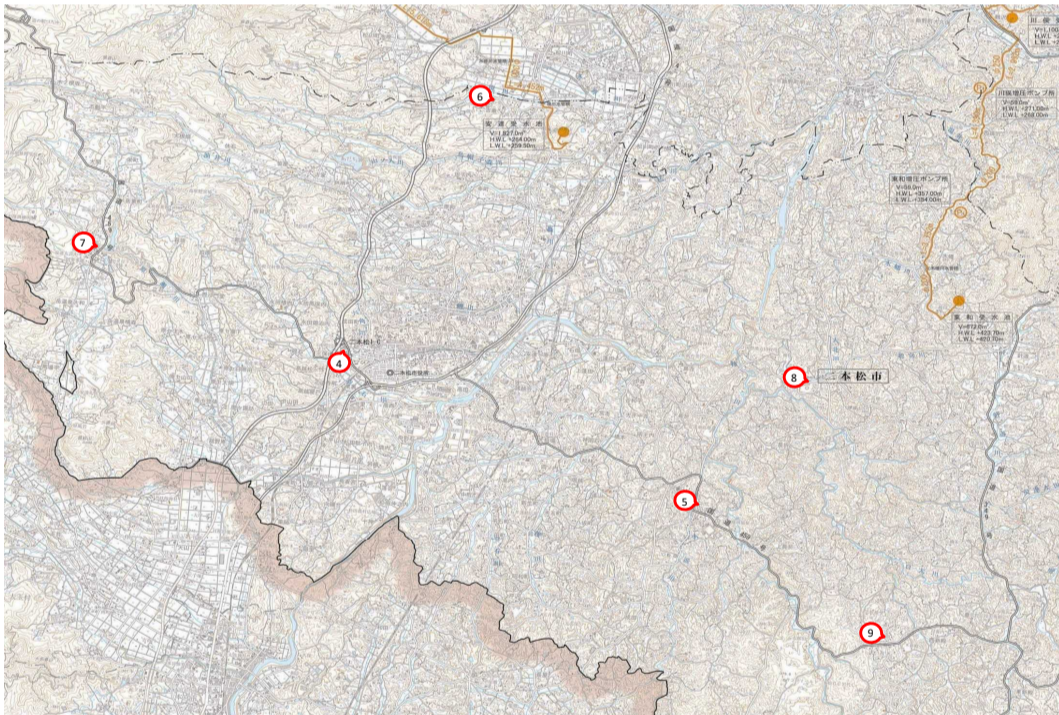
福島市北部、桑折町、国見町



福島市西部



二本松市



番号	検体番号	水道事業者名	取水施設名称	検体採取場所
1	9-1	福島市水道事業(土湯地区)	鷺倉山水源地	末端給水栓の蛇口 (土湯温泉町支所)
2	9-2	福島市水道事業(高湯地区)	とく沢水源地	末端給水栓の蛇口 (共同浴場あつたか湯)
3	9-3	福島市水道事業(茂庭地区)	草薺沢水源地	末端給水栓の蛇口 (福島市役所茂庭出張所)
4	10-1	二本松市水道事業	龍の穴第1、第2、第3、第4、第5及び第6水源	末端給水栓の蛇口 (農村婦人の家)
5	10-2	二本松市岩代小浜地区簡易水道事業	第1、第2、第3及び第4水源	末端給水栓の蛇口 (二本松市岩代支所)
6	10-3	二本松市水道事業(洗川地区)	山ノ入浄水場	末端給水栓の蛇口 (吉倉高齢者能力活用センター)
7	10-4	二本松市水道事業(岳地区)	岳第1、第2及び第3水源	末端給水栓の蛇口 (岳温泉観光協会)
8	10-5	二本松市東和簡易水道事業	太田水源	末端給水栓の蛇口 (二本松市太田字守山内)
9	10-6	二本松市岩代西新殿地区簡易水道事業	太郎田水源	末端給水栓の蛇口 (六角はつらつセンター)
10	11-1	桑折町水道事業	内ノ馬場取水口	内ノ馬場浄水場
11	11-3	桐ヶ窪簡易水道事業	芹ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字桐ヶ窪地内)
12	11-5	御免町簡易水道事業	銀山南下水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町北半田字赤瀬地内)
13	11-6	銀山給水施設	大平水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町北半田字銀山東地内)
14	11-7	内ノ馬場給水施設	薬師堂水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町大字南半田字出崎地内)
15	11-8	芹ノ沢給水施設	芹ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町大字南半田字上地内)
16	11-9	滝ノ沢給水施設	滝ノ沢水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町松原字下鎗地内)
17	11-10	中北給水施設	鎌研水源	末端給水栓の蛇口 (桑折町南半田字再光地内)
18	12-1	国見町水道事業	国見受水施設、第5水源	末端給水栓の蛇口 (国見町役場)
19	17-1	福島県地方水道用水供給事業	摺上川ダム	すりかみ浄水場

※ No. 1~No. 3は1か月に1回測定、No. 4~No. 18は3か月に1回測定、No. 19は毎週測定